

最高裁秘書第2589号

令和5年10月31日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司 様

最高裁判所事務総長 堀田 眞 哉

司法行政文書不開示通知書

7月31日付け（8月1日受付、第050126号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

第197回国会において最高裁判所長官代理者が使用した国会答弁資料

2 開示しないこととした理由

1の文書は、存在しない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）